

別紙

諮問第1052号

答 申

1 審査会の結論

「東京都知事、副知事の秘書課全員の過去2か月間の会議出席した議事録一切」について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都知事、副知事の秘書課全員の過去2か月間の会議出席した議事録一切」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成28年8月25日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

東京都の公正であるべき行政の危機である。特に秘書課員が会議の議事、記録等を取らないということは、知事、副知事の公務記録は保存できないのであり、かつ、秘書としての公務がずさんになるのである。

審査請求、訴追前に、責任を取らなければならない。非開示決定等を公然とした知事の憲法違反であり、都民、国民の知る権利が大幅に阻害される。

非開示決定について、憲法の知る権利と行政刷新のため責任者を処分し、配置替えの上、早急に是正されたい。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張は以下のとおりである。

秘書課の分掌事務は、「1 知事及び副知事の秘書に関すること。2 知事の資産等の公開に関すること。3 前二号に掲げるもののほか、秘書事務に関すること。」（平成28年版政策企画局事業概要より）であり、知事及び副知事等の円滑な職務遂行に資するため、日程の作成、書簡の処理、資料の管理、各種陳情の受理等のほか都行政の円滑な運営を図るため、知事等に必要な外部との渉外に関する事務を行っている。

そのため、他の部署のように事業を所管しておらず、秘書事務を遂行する上で必要な関係部署との打合せ等はあるが、議事録を作成する規模の会議に秘書課職員が単独で出席することはない。

また、秘書課職員が、知事及び副知事等の出席する会議に随行者として同席することはあるが、会場への誘導、会議資料の持参、緊急時の連絡員等の秘書事務として随行しているものであり、会議出席者には当たらない。

以上のことから、本件開示請求時点において、実施機関では、請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しないことから、非開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年12月 2日	諮問
平成30年 5月25日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 5月31日	新規概要説明（第189回第一部会）
平成30年 6月21日	審議（第190回第一部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように

判断する。

ア 本件請求文書について

本件審査請求に係る請求文書は、「東京都知事、副知事の秘書課全員の過去2か月間の会議出席した議事録一切」（以下「本件請求文書」という。）である。

実施機関は、本件請求文書について、作成及び取得していないことから、不存在を理由とする非開示決定を行った。

イ 本件請求文書の不存在の妥当性について

実施機関の説明によると、本件開示請求が行われた当時における実施機関の所掌事務は、秘書事務に関することのみで、他の部署のように事業を所管していないため、議事録を作成する規模の会議に秘書課職員のみが出席することはない、また、秘書課職員が、知事及び副知事等の出席する会議に秘書事務を行う随行者として同席することはあるが、この場合には、会議出席者には当たらないとのことである。

そこで、審査会が本件開示請求が行われた平成28年8月当時の東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号）を見分したところ、実施機関の説明のとおり、秘書課の分掌事務は、「1 知事及び副知事の秘書に関すること。2 知事の資産等の公開に関すること。3 前二号に掲げるもののほか、秘書事務に関すること。」と規定されていることが確認できた。

さらに、実施機関は、秘書事務を遂行する上で必要な関係部署との打合せ等はあるが、議事録を作成する規模の会議に秘書課職員のみが出席することはないと説明しているため、審査会はこの点について検討する。

東京都文書管理規則（平成11年東京都規則第237号。以下「文書管理規則」という。）は平成29年の改正で追加された20条の2第3項において、「重要な事案については、その経過資料を作成しなければならない」と規定しており、さらに、東京都文書管理規則の解釈及び運用について（平成11年12月21日付11総総文第447号副知事依命通達）で文書管理規則20条の2第3項で定める重要な事案の定義として「局長決定以上の案件で都又は局等の政策決定にかかわるもの」、「局長以上の職にある者に対して説明を実施した場合」、「会議で局事業の方針に係る重要な判断が行われた場合」といった事例が挙げられている。

これらの規定は本件開示請求が行われた時点では明文化されていなかったものの、議事録のような経過資料を作成すべき会議の範囲はその当時も同じと考えられ、秘書課の当時の業務内容を勘案すると、秘書事務の遂行上必要な打合せ等への出席はあるが、文書管理規則で定める経過資料を作成すべき会議に秘書課の職員が出席することは、本来的にはないものと解するのが妥当である。

以上のことから、本件請求文書を作成及び取得しておらず存在しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において、その他種々の主張を行っているが、それらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも